

# 現代法学部、創成のころを想う

島田和夫

## はじめに

只今ご紹介いただきました島田でございます。現代法学部開設 20 周年、心よりお慶び申し上げます。このような記念式典に講演する機会を与えていただき、光栄に存じます。

冒頭、ひと言申し上げたいことがございます。これまでに現代法学部の卒業生がどのくらいになったかと思ひまして、大学にお聞きしましたところ、3795 名とのことでした。最初の卒業生を社会に送りだしましたのが 2004 年 3 月です。かなり増えたなという感じがします。

皆様のお手元にあります『現代法学部 20 周年記念・絆と歩み』という小冊子には、24 名が寄稿してくれた「卒業生だより」が掲載されております。20 数年前、開設準備のため文部省（当時）に幾度も通いましたが、この小冊子を見まして、最後の面接審査を思い出しました。現代法学部で学んだ学生の卒業後の進路はどうなるのか、また、法学部である以上、司法試験など国家試験についての対応策はどうするのかというような質問でありました。多少不安はありましたが、カリキュラム・教育方法の工夫やカリキュラム外の特別プログラムの活用で、十分対応でき、幅広い分野で活躍できる人材を養成できます、と断言したことを覚えています。小冊子の「卒業生だより」を見ますと、弁護士、司法修習生、司法書士、公務員、税理士、さまざま業種で活躍するビジネスパーソンなど、卒業生は幅広い分野で活躍しております。想定外でありましたが、キリスト教の牧師になった卒業生もおります。多士済々です。教員・職員の努力あってのものですが、学生諸君が期待に応じて努力した結果だと思ひます。文部省の面接審査の際に断言したことが間違っていなかったことになり安堵するとともに、開設準備に関わ

った者のひとりとして、大変うれしく思います。

本題に入りたいと思います。お手元のレジュメと資料を用いてお話しいたします。どのようなお話をするかでございますが、タイトルは「現代法学部、創成のころを想う」です。「創成」は、初めて作るという意味で、既存の法学部ではない、全国初の21世紀型の法学部を作ったという思いを込めて、「創成」という言葉をあえて使わせていただきました。

現代法学部開設の意義につきましては、開設10周年の式典の際、初代現代法学部長を努められた利谷信義先生の大局的見地に立った、格調高い講演の記録がありますので是非お読み頂ければと思います。紀要『現代法学21号』掲載の「法化社会における人材養成」です。

では、本日どのようなお話をすればよいのか、いろいろ考えましたが、次のような経緯から、本日お話しする内容を決めました。ご存じとは思いますが、東京経済大学は創立120周年を迎えます。その準備の一環として、大学資料室が過去の大学改革に関わった教職員にヒヤリングを行っています。今年の夏、私にも順番が回ってきました、とくに1990年代の大学改革に関して聞きたいとのことでした。その準備のため、過去の資料を調べ、読み返しているうちに、90年代の大学改革に関するいろいろのことを思い出しました。90年代というのは、国もそうでしたが、東京経済大学にとっても改革の時代であったことを再確認いたしました。約10年の間に、新学部を2つ、新学科を2つ開設しました、いわば学部・学科の再編です。それも外部の力を借りずに、学内の教員・職員の力で為し遂げたわけです。短期大学の廃止、夜間の学部（第二部）の廃止、大学院の拡充、キャンパス整備をも行っています。

90年代は、富塚文太郎学長の時代です。学長主導で、大学改革は進められました。私は役職上、改革に関わらざるを得ませんで、お手伝いだけです。

そこで、まず、本日は1990年代の本学の学部・学科再編の中で現代法学部の設置が決まった経緯をお話し、ついで原案作成者である私がなぜ現代法学部を構想したのかをお話したいと想います。原案作成者の意味については後ほど触れることにいたします。

なお、当時、私は学外で、霞が関や都庁で、社会経済情勢の変化、規制緩和・規制改革の進展に伴う消費者政策・消費者行政のあり方を検討する2つの審議

会に参加しておりまして、日本法の質的変化の兆し、社会において法が重要となる「法化」の進展を実感させられていました。このことと、現代法学部構想は密接に関係がございます。のちほどお話することいたします。

## 1、1990年代、国の大学政策の転換、大学改革、学部・学科の再編

国の大学政策の転換について簡単に触れておきます。

冷戦構造の終焉後、90年代に国の規制緩和と政策が本格的に推進されますが、大学政策も大きく転換いたします。

大学政策の転換を象徴するのが、1991年の大学設置基準の大綱化であります。翌年の92年4月に富塚文太郎教授が本学の学長に就任いたします。運良くか運悪くかわかりませんが、私はその時、全学の教務委員長に就任いたします。教務委員長の後は、中長期計画を策定する総合企画委員会委員・委員長代行、続いて経済学部長、学校法人理事など、さまざまな役職に就き、大学改革に関わらざるをえなくなったのです。

### 2 学部2学科（昼夜）・短期大学部体制から4学部6学科体制へ

まず、約10年の間に、どのような学部・学科の再編を行ったかの全容をお示しいたします。1990年代初頭は、経済学部経済学科（第1部、第2部）、経営学部経営学科（第1部、第2部）、短期大学部商経科の2学部2学科・短期大学部の体制でした。なお、第2部とは夜間の学部です。これを多様化しようということで、まず、1994年にコミュニケーション学部（コミュニケーション学科）を開設し、最後に、2000年に現代法学部（現代法学科）を開設したわけです。1998年、経営学部流通マーケティング学科、2002年に経済学部国際経済学科を新設しております。この間、経済・経営学部の第2部、短期大学部は廃止しています。

約10年の間に、2学部2学科（昼夜）・短期大学部体制から4学部6学科体

制へ再編したことになります。

## 大学設置基準の大綱化

本学がどのようにして学部学科を再編したかの話の前に、大学設置基準大綱化について少し触れておきます。設置基準とは、大学の設置に必要な最低の基準を定めた省令です。

大学設置基準大綱化の前は、全国の学部のカリキュラムは画一的でありました。一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目の区別を定めて、それぞれについて、卒業に必要な単位数を定めていました。開設すべき授業科目も定められていました。一般教育では、社会科学、人文科学、自然科学の科目を開設しなければならず、また、外国語と体育は必修と定められていました。また、専門教育の授業科目も学部毎に開設すべき科目が定められておりました。例えば法学部の場合をみると、開設すべき科目として、旧司法試験の試験科目が列挙されていきました。選択科目まで入れれば、かなりの数です。特徴ある法学教育を行うには、設置基準が要請する科目に加えて授業科目を用意しなければならないことになります。かなり多くの専任教員を採用しなければならなかったのです。

このような大学設置基準が大綱化されたのが1991年です。各大学が自由に、教育理念、教育目標を定め、その実現のために効果的なカリキュラムを編成し、教育方法に工夫を凝らすことが求められるようになったのです。もっとも、全く自由になったわけではありません。卒業要件は124単位以上としなければなりません。学部・学科新設時には、科目担当教員の資格審査が実施されます。また、規制緩和の時代は、公正かつ自由な競争が求められますが、事後的チェックも重視されます。大学については、評価機構による第三者評価を受けなければならなくなりました。簡単にいうと、各大学が自己点検を行い、自己評価の報告書を作成し、評価機構の評価を受けなければならないという制度です。評価機構が、問題点の指摘や改善すべき点の勧告等を行えるような仕組みが導入されたのです。既存学部も対象になります。偶然ですが、私が経済学部長になりましたときに、本学は初めて、大学基準協会が実施する評価を受けることになりました。最初の

自己点検報告書のとりまとめの責任者となったのが私です。初めてのことで、報告書の作成の際大変苦労いたしました。

さらに、大学設置基準大綱化後も、新学部・新学科を開設する場合の関門は国の学生定員管理です。例えば、原則として学生定員の純増による新学部・新学科を認めないという政策です。

#### 本学が採用した学部・学科再編の進め方

先に触れましたが、このような大学設置基準の大綱化後、1992年4月に就任しましたのが富塚文太郎学長です。

新学部のつくり方は、大学によって多様であります。法人理事会の力の強い大学では、理事会が新学部を構想し、場合によっては中心となる教員を外部から招聘し、その人に任せて新学部の開設準備を進めるという方法をとる大学もあると聞いております。財政的に余力のある大学では、このような方法を取れば、次々と新学部をつくるのが可能です。東京経済大学はこのような方法で新学部をつくることは不可能です。本学は、教授会主導で大学を運営する大学だからです。本学では、教員が新学部の構想を練り、教授会の承認を得て、教職員によって開設準備を進めなければ、新学部は出来ないのです。時間も掛かります。

1980年代にも新学部をつくるという動きがありましたが、頓挫してしまいました。では、富塚学長はどのような方法をとったのでしょうか。

学長はまず、就任直後に、総合企画委員会を設置し、本学の将来構想、中長期の計画の策定を委ねました。この総合企画委員会は、第1次、第2次、第3次と約10年間存続いたします。第1次総合企画委員会委員長が、富塚学長の次に学長に就任されました村上勝彦教授です。第1次委員会は、同年11月に、具体的な新学部を提案せずに、一般論として、新学部を作らなければならない理由、新学部を構想する場合に留意すべき事柄などについて、「新学部構想にあたっての前提条件について」という文書を取りまとめ、公表いたします。教授会の承認を得ることができました。

この文書は、重要な文書ですので、確認しておこうと思います。ここでは、新学部の必要性についての記述を紹介しておきます。

この文書は、「新学部設置の必要性について」3点を指摘しています。

第1点は、「大学の社会的使命」として「現在の社会の急激な変化と、他方での学問の発展に対応して、新たな教育・研究分野を取り込まなければなりません。またそのためには、新たな教育方法を試みることも必要です。いわばそれは大学の社会的使命でもあり、存在価値でもあります。新学部設置は、このような新たな教育・研究分野を本学に取り込み、また新たな教育方法を試みるに最も有力な手段たりえるし、またそうでなければなりません。」と、社会への急激な変化への対応は大学の使命であると明言しています。

第2点と第3点は、「本学にとっての必要性」についてです。

第2点は、新学部設置によって全学の教育改革を推進する可能性について、「以上のような性格をもった新学部の設置によって、既存学部および全学を活性化させることが可能になります。そうした狙いを最も有効に果たすには、既存の経済・経営両学部および短大商経科とはかなり異質な学部が望ましいと思われます。」と述べています。

第3点は、単科大学イメージの払拭を旨とする新学部設置の必要性について、「魅力ある新学部の設置と本学の新たなイメージ・アップは、18歳人口の減少化と、大学設置基準の大綱化によって引き起こされつつある激しい大学間競争の下で、有力な武器になりえます。大学のイメージ・アップは、従来の経済・経営の単科大学像から脱皮し、多様化を計るべく新学部を設置する以外は考えられません。」と述べています。「社会科学系の総合大学化」であります。

さらに総合企画委員会は、90年代初頭に、中長期の計画として、4学部6学科構想とキャンパス整備を掲げていたことにも触れておきます。確認しますと、「新学部設置は、創立100周年を迎え、21世紀を迎えようとしている本学の新たな飛躍、長期的な発展計画の展望の中に位置づけられなければなりません。まず当面は一つの魅力ある新学部と既存両学部における新学科の設置をめざし、さらに将来には可能ならば第二の新学部の設置を展望し、同時に並行してキャンパス整備を行わなければなりません。」と述べております。

この文書が要求する「条件」を満たす新学部を構想するのが次の段階です。同年11月、同委員会は「中間報告」を公表いたします。第1の新学部として、コミュニケーション学部を開設すべきとの提案がなされ、教授会で認められ、理事

会で承認され、「コミュニケーション学部」の開設準備が進められます。なお、当時は学部教授会がなく、教授会はひとつです。

## 第2の新学部が法学系の学部が決まった経緯

さきの総合企画委員会の文書および「中間報告」は、「第2の新学部」の可能性に触れていますが、具体的提案はなされていません。法律系については、経済学部を経済法学科を作ったかどうかということが少し書かれていただけです。

1993年5月にコミュニケーション学部設置準備委員会が設置され、開設準備作業が進められます。委員長は学長で、私も教務委員長でしたので委員として参加いたしました。新学部設置認可を得るための文部省の審査は「2年審査」です。1年目は書類審査、2年目は面接審査です。文部省に提出する書類は膨大なもので、本学の場合は、教職員がすべて作成しなければなりません。第1次総合企画委員会委員長村上先生を中心に精力的に準備作業が進められました。私もかなりの時間を割いて文書作成作業のお手伝いをいたしました。その際、新学部を作る準備作業が具体的にどのようなものか、留意点はなにかを学習いたしました。この経験が、後に現代法学部を構想し、開設準備を進めるときに多いに役立ちました。

認可されたコミュニケーション学部は、1995年4月に開設されます。なお、「6号館」も直前の3月に竣工しています。

「第1の新学部」開設の目処が立った頃、94年4月に第2次総合企画委員会が発足いたします。委員長は野村昭夫教授で、私は委員長代行に就任します。検討事項は多岐に渡っていて、夜間の第二部改革、短期大学部改組問題、総合教育改革などでした。私は主として第二部改革を担当し、第二部改革検討小委員会委員長を努めました。昼夜開講制の導入の可否を検討しています。

第2次総合企画委員会は、長きに渡る検討の結果、短期大学部を廃止して、その学生定員を活用して、「第2の新学部」を作るべしという提案を行います。この提案が認められ、富塚学長は、1997年1月に新学部構想検討委員会を設置します。委員長は長谷川輝夫教授で、私も委員として参加しています。そこで、さきに触れた「新学部構想に当たっての前提条件について」に基づいて、いかな

る新学部を開設すべきかの検討が開始されたのです。国際系の学部がよいという意見、法学系の学部がよいという意見に分かれました。そこで、富塚学長は追加諮問として、文部省に提出するような具体的な新学部構想案を作成したうえで検討を進めるようにとの指示がありました。それを受け、新学部構想検討委員会は、97年7月に2つの作業部会を設置しました。法学系については、現代社会法学部構想作業部会が設置され、私がおの座長に就任いたします。「第2の新学部」決定は、いわばコンペ方式によることになったわけです。法学系の新学部開設を決めてから学部構想を練るのではなく、コンペ方式の「応募作品」として、具体的な新学部構想を練り上げなければなりません。その年の夏季休暇中は毎日のように大学の研究室で思案を続け、ワープロを打ち続けました。採用されるか不明の、新学部構想を練り原案を作成する作業は、時にはめげそうになることもありました。にもかかわらず文書化することができ、秋には作業部会に提案することができました。時間の制約がありましたので、ほぼ私ひとりで、作業を続けました。いわば現代法学部の原案を作成したのです。さきに、「原案作成者」という表現を使いましたのはこのような意味です。なお、当時、首都圏には法学部が多く、文部省は法学部の新設は認めないとの情報があったので、学部名称も仮に「現代社会法学部」としておりました。作業部会では、学部名はすっきりした表現がよいという意見が強く、「現代法学部」といたしました。原案は若干の修正を経て、新学部構想検討委員会に提出いたしました。

1998年春に2つの大きな変化がございました。私は当時経済学部にも所属していたのですが、97年3月から経済学部新学科設置等検討委員会の委員長を努めていたこともあって、学部長に選挙で選ばれ、98年4月から、経済学部長・法人理事に就任いたしました。当時は現在と違って、副学長・学長補佐制度がございませんでしたので、経済学部長職は学長を補佐する役職でもあったのです。経済学部では新学科として国際経済学科の開設準備を進めました。

もうひとつ大きな変化は、経済学部所属の民法担当教授として利谷信義先生をお招きすることができたことです。民法学、日本近代法史学、法社会学の分野で多大な業績を残された高名な法学者でありまして、東京都立大学、東京大学を経て、当時、御茶の水大学に在籍されておりました。私は、大学院生・法学部助手として70年代に8年間、都立大に在籍しておりました。当時の都立大法学部は



現代的な課題に取り組む多くの教授がいらした時代であります。消費者法、環境法、裁判法、医事法、教育法などの研究者です。当時から利谷先生とは面識がありまして親しく付き合わせていただきご指導を受けておりました。私にとっては先生なのです。民法人事を担当していた私は、幾度か御茶の水大学の先生の研究室に出かけていき、東京経済大学に関する説明とともに、現代法学部構想についてもお話ししました。先生は大変興味を示してくれたように思いました。利谷先生にとっても、現代法学部構想は意外なものではなかったのではないかと推測しております。

国際系の新学部か法学系の新学部か、97年秋から翌春にかけて議論が積み重ねられ、新学部は法学系の学部決定いたします。

当然、私が決めたのではなく、富塚学長の判断、新学部構想検討委員会の判断です。よく覚えておりますことは、学部長経験者の意見を聞こうということになり、非公式なものですが、学部長経験者会議が招集されたのです。国際系学部がよい、法学系学部がよいと、当然意見が分かれます。新学部準備のためには、膨大な文部省提出文書の作成、教員集めなど、大変な作業を行うことが必要となります。開設準備を誰が中心になってすすめるのが問題となり、ある学部長経験者から、国際系新学部について誰が準備作業の中心になるのかという質問がありましたがその場では誰も手をあげませんでした。つぎに法学系の場合は、どうかということになり、私でよければ私がやりますと答えました。これで第2の新学部は法学系学部にするという流れができたように思います。

もうひとつは、こちらの方が重要ですが、私の推測では、1998年4月に着任された利谷教授の存在です。先ほども触れましたように、着任前から現代法学部構想については利谷先生にお話しておりました。利谷先生と富塚学長との会話のなかで、現代法学構想も話題になったはずですが、そこで、利谷先生が肯定的な意見をいわれたのではないかと思います。

## 現代法学部の設置準備

98年5月には、現代法学部（仮称）設置準備委員会が設置され、富塚学長が委員長、私が委員長代理に就任いたします。利谷先生にも加わっていただき、学

部長予定者になることをお引き受けいただきました。

学生が身近に感じられる現代的問題（消費者問題、環境問題、福祉問題）を手がかりにして法の役割・機能を学び、わが国の基本的な実定法を段階的に学び、現代的な課題について問題点を発見し、法的な解決策を考え出すことの出来る人材の養成を旨とする学部教育のコンセプトは維持するが、文部省を説得できる具体的なカリキュラムを編成し、効果的な教育方法を工夫しなければなりません。同年秋には、文部省に設置認可申請関係の膨大な書類を作成しなければならなかったのです。約5ヶ月での作業です。実は一番、難航いたしましたのは教員人事でした。法学・政治学の専任教員は9名でしたので、あとは、他分野の教員の学内での移籍と新規採用で充足しなければならなかったからです。いろいろのエピソードもありますが、今日は触れません。ただ、全学の教員の積極的な支援があったということは言うておいたほうが良いでしょう。当然、私ひとりの作業ではなく、多くの教職員との共同作業です。とくに、私と利谷先生とは、連日連夜、意見交換・議論を積み重ね、同時に相応しい教員を求めて奔走いたしました。やや遅れて横山弥生教授が加わり、ああでもない、こうでもない大変な作業でしたが、今思えば、とても充実した日々でもありました。

利谷先生は次々とアイデアをお出しになり、最終的に採用された授業科目、教育方法は多々ございます。リーガルリテラシー、プロブレムスタディなどです。ここでは時間の関係で多くは触れることが出来ませんが、現代法学部の教育のキーワードであるリーガルリテラシーについて説明しておきます。

利谷先生のお話によると、国連が使い始め、広がった概念とのこと。先生は当時、男女共同参画の問題に取り組まれていました。国連の女性に関する会議で、今後は、問題に直面した場合、女性はリーガルリテラシーを身に付けなければならないと。女性は、単に批判をするだけでなく、それぞれが、「法識字」すなわち法に関する読み書き能力、実際には法に関する知識、それを活用する能力を身に付けなければならないという考えであると、荒っぽい理解ですが、少なくとも私はそう思いました。現代社会に生きる人間一人ひとりにとっても、リーガルリテラシーを身に付けることが重要であると思われました。現代法学部のカリキュラムにおけるリーガルリテラシーとは、法制度・ルールに関する知識を活用し、法的思考法を用いて問題に対処できる能力という意味です。

## 2、現代法学部構想を練る。～霞が関と都庁で、21世紀に相応しい法学部教育のあり方を考える～

「社会の急激な変化」とはなにか。

さきに触れましたように、1990年代に入りますと大学内での仕事が増えましたが、私は学外で、都の審議会と国の審議会の委員も努めておりました。

前の方の東京都消費生活対策審議会は、80年代半ばから、社会経済情勢の急激な変化を取り上げ、問題状況の分析・把握、それに基づく対応策を検討して政策提言を行う、このような活動を続けてきました。後の方の、国民生活審議会は、規制緩和・規制改革に伴う国の政策転換に伴う立法のあり方を検討する審議会があります。いずれも消費者行政、消費者政策に関わる審議会です。

2つの審議会活動は活発で、会合は頻繁に開かれ、さまざまな分野の専門家との意見交換を通じまして新たに学ぶことが少なくなかったのです。いろいろのことを考えさせられました。とくに規制改革の進展に伴う、日本法の質的变化の兆しを見てとることができまして、21世紀に相応しい現代型の法学部を創設することが必要なのではないか、と考えたのです。霞が関と都庁で得た知見に基づいて、現代法学部構想を練ったということが出来ます。

大学の第1次総合企画委員会は、新学部設置の必要性として「社会の急激な変化」に対応することは大学の使命であると明言しておりました。「社会の急激な変化」とはなにかについてまず触れておきます。

20世紀の最後の四半世紀の頃から社会経済情勢の大きな変化が進みます。高度情報化、国際化、高齢化、環境問題の深刻化などです。

一方1980年代には、貿易摩擦をめぐって、欧米諸国とくにアメリカから、日本の事業者規制が貿易の障害となっているとの批判を受けるようになります。さらに、日本の経済構造そのものが輸入や対外投資を阻害しているとして、改革を求める国際的圧力が強まってきました。「ジャパンバッシング」です。わが国政府は、規制緩和の流れの中で、行政改革、地方分権改革等を推進し、許認可や行政指導の手続きの簡素化などを進めました。「日米構造協議」も実施されました。詳しくは触れることが出来ませんが、「バブル経済」崩壊後、「失われた10

年」とか「失われた 20 年」という「平成不況」が続き、そのような状況のなか、わが国政府は、90 年代に入って、規制緩和を重要課題としてとらえ、1994 年 7 月、政府は規制緩和推進計画を策定して、公的規制を緩和していく方針を決定します。

背景には、国際情勢の大変化があります。1989 年のベルリンの壁の崩壊をきっかけとして、東西の冷戦が終結し、アメリカ流のグローバリゼーションの波が世界を席卷し、人・金・物が国境を越えて流動し始めたのです。各国社会は、この事態に対応せざるを得ませんでした。

このように、1990 年代というのは、社会経済情勢の急激な変化が一層進み、わが国では規制緩和が本格的に進められた時代ということが出来ます。

#### 東京都消費生活対策審議会で学んだこと、考えたこと

さきほど 1997 年夏に現代法学部構想を練ったと申し上げましたが、その頃、私が学外でどのような課題に取り組んでいたかについてお話しておきます。

まず、東京都の消費生活対策審議会には 1980 年代半ばから参加しております。都立大学助手時代に共同研究を通じて指導を受けておりました東京都立大学法学部の清水誠教授が、その審議会会長に就任され、お誘いを受け参加したのです。清水先生は、現代的課題に関する審議を予定しているとのことでした。国の審議会とは異なり、東京都消費生活対策審議会では、委員が答申素案を作成し、議論を踏まえて答申をまとめるのだと、大変魅力的なことをいわれました。勉強になりそうだったので快諾いたしました。東京都の場合は、70 年代に誕生した革新都政、美濃部都政ですが、重要施策のひとつとして消費者行政を位置づけたこともありまして、それ以来、今と違って国が消費者問題に消極的であった時代、国に出来ないことをやろうという気概で、積極的に消費者行政を展開してきておりました。行政職員も 200 人を越えていたかと思います。消費者問題に精通した職員も少なくありませんでした。当時は、審議会を中核として先進的な消費者行政が推進されていたといえます。

最初のテーマは、情報化、高齢化に対応する消費者行政のあり方でした。答申素案起草の作業部会は、毎週のように会合を開き、答申素案をとりまとめる作業

を続けましたが、まるでゼミナールのようでした。最初は、専門員でしたが、その後、委員、部会長、会長代理、会長を歴任し、結局、約17年間この審議会のメンバーとして仕事をいたしました。取り上げられたテーマは、情報化、高齢化、サービス化、環境問題の深刻化、規制緩和の推進などに対応する消費者行政のあり方でした。

委員構成は消費者代表、事業者代表、学識経験からなる三者構成ですが、答申素案の取りまとめは法学者が中心となりました。審議会では、テーマ毎に社会学、老人心理学、経済学、環境学などの専門家を委員に迎え、消費者団体の代表も加わり活発な討議が行われました。都の行政職員も当然議論に加わります。

さらに、条例の改正作業にも参加する機会が幾度かございましたが、その際も改正素案はこの審議会で作ったのです。この間、私は、答申素案を起草する作業部会に属しておりました。テーマに関連する実態調査も数多く行い、調査報告書をまとめる作業もいたしました。大変多くのことを学んだことはいまでもございません。個人情報保護の問題や環境問題についても勉強せざるを得ませんでした。

当時は、この審議会活動は社会で注目されておりましたので、答申を公表すると、マスコミで報道されることも多々ございました。

現代法学部構想の原案を練った時点では、環境問題の深刻化に伴う消費者行政のあり方について、答申素案の取りまとめ責任者である消費者行政部会部会長を努めておりました。

この審議会で学んだことは、社会の急激な変化に伴って生じる諸課題は、確かな解答が用意されていない場合が多く、関連専門分野の知見を生かして総合的に問題状況を分析・把握し、解決策や対応策を考え出さなければならないということです。変化の激しい現代社会においては、現代的な諸問題に直面し、それを総合的に分析し、問題点を発見し、その解決方法を見出し提案する、そういう能力を持った人材を育てることが必要であると実感いたしました。このような人材を育てる学部創設は、社会の要請に応えることになるのではないかと考えたのです。

消費者契約法を準備した国民生活審議会で学んだこと、考えたこと

つぎの話に進みます。1995年3月から、消費者契約法制定に向けて準備を進める国の国民生活審議会の委員に就任いたします。規制緩和政策の進展に伴って必要となる立法のあり方を検討していた国民生活審議会は、まず製造物責任法の制定に向けて審議を重ね立法化を提言しました。1994年には製造物責任法が成立しています。つぎの課題が、消費者取引に関する新しい立法です。そのとき、委員になったわけです。実際の審議の場は消費者政策部会で、部会長は、慶応義塾大学法学部の金子晃教授でありました。部会のもとに、必要に応じて検討委員会や検討グループが設置されましたが、これらにもメンバーとして参加することができました。

消費者契約法の立法化に向けての審議は長引き、結局約6年間続きました。この審議会委員の任期は2年ですが、再任、再々任され、計6年間努めたことになります。1995年3月から2001年3月までです。第15次、第16次、第17次の国民生活審議会の委員を努めたことになります。

少し具体的にお話いたします。この審議会に参加して、学んだこと考えたことについてお話いたします。

鮮明に記憶していることは、「制度設計」という言葉です。部会は、消費者代表、事業者代表、学識経験者の委員からなるいわゆる三者構成ですが、部会に設けられた検討委員会や検討グループのメンバーは法学者が多く、それも私を除けば東京大学をはじめ国立大学の法学部教授や大きな私立大学の法学部教授でありました。当時私は東京経済大学経済学部教授でしたので、なにかとんでもないところに入り込んでしまったのではないかと思いました。当時、私は都の審議会の消費者行政部会長でありましたので、それで委員に選ばれたのかなと勝手に考えておりました。

法学者同士の議論が始まりまして驚いたのは、「制度設計」という言葉です。私たちの学んだ時代の法律学は、基礎法学を除けばいわゆる法解釈学であって、現行の法律・法制度をどう解釈するのがよいのかを学んだわけです。立法論は慎まなければならないと教えられた記憶がございます。とくに私が学んだ中央大学

法学部ではそうでありました。ところが、新しい法律を作ることが目的の審議会ですから当然なのですが、「制度設計」という言葉が法学者の間で飛び交います。まず、ある種のショックを受けました。法律学も変わらざるを得ないのかと。

時間がございませんので、つぎに進みます。

消費者契約法を準備した国民生活審議会は、約6年間でしたが、最初の2年間と後の4年間は、検討の内容が異なります。最初の2年間は、消費者取引に関する問題状況の分析、それに基づく規制緩和時代における消費者政策のあり方、立法のあり方の議論で、広い視野からの検討でありました。消費者取引をめぐる問題のほか、消費者取引に関する紛争解決における問題、情報提供・消費者教育に関する問題に及んでいました。立法については、「消費者取引における業種や取引形態を問わずすき間なく対応することが可能で、かつ、予見可能性を高めるようなルール作り、すなわち具体的かつ包括的な民事ルールの立法化が必要である。」というのが第15次審議会報告の結論でした。1996年12月です。後の4年間は、つまり16次、17次の審議会ですが、立法化すべき民事ルールの具体案作りです。当初2年間で結論を出す予定でありましたが、具体的な議論になりますと、なかなかまとまりません。結局さらに2年、検討を続けたのです。詳しいことは触れませんが、「具体的な民事ルール」については、当初の案からかなり後退してしまいました。

私が現代法学部構想を練ったのが1997年夏ですから、第15次の審議会の報告が公表され、第16次の審議会が始まった時期ということになります。そこで学んだこと考えたことについて、資料を用いながら話を進めることにいたします。

第15次の審議会で部会に設置されました検討委員会の委員長、第16次、第17次では消費者政策部会の部会長を努められました東京大学法学部の落合誠一教授は、消費者契約法制定後に、消費者契約法がいかなる経緯をたどって立法化されたのかの解明がなければ、この法律の十分な理解は不可能であるとして、国民生活審議会の6年間の審議状況の解明を目的とした本を出版いたします。落合誠一『消費者契約法』（有斐閣）です。

落合教授は、消費者契約法制定の目的は2つであったと。第1の目的は、「深刻な状況にある消費者契約紛争に対する緊急の処方箋である」と述べています。現行の民・商法は、消費者契約関連紛争の解決・防止の法的ルールとしてはあま

りに予見可能性が低く、また特殊販売に関する法律など業法による対応には、規制にすぎ間が生ずる問題があったからです。この第1の目的は、広く認識されているのではないかと思います。

注目すべきは第2の目的で、落合教授は次のように述べています。「市場メカニズムをより重視する経済社会システムへ転換するための環境整備の一環でもある」、「市場メカニズムを有効に機能させるためには、これまでのような行政官庁による経済活動に対する広範な介入を維持するのではなく、市場参加者である消費者および事業者の自由と自律をできる限り許容し。尊重していく必要がある。そのためには、消費者取引についても私人による法実現を容易にするための民事ルールの充実が不可欠であり、消費者契約法は、そのための環境整備の一環なのである。」と。

私は、この第2の目的に関する審議会での議論から得た知見に基づいて、現代社会に相応しい法学教育が必要なのではないかと考えたのです。規制緩和に関する関連資料もかなり読み学習いたしました。落合教授の言説を手がかりに、私が学んだこと考えたことをお話しいたします。

## 規制緩和は規制改革

まず学んだことは、規制緩和とは規制改革なのだという事です。規制とは、事業者や国民の自由な経済活動に加えられる制限であると一般に考えられています。行政的規制、司法的規制、自主規制など、広範なものが規制の概念に含まれることになります。規制緩和政策の目的は、事業者間の競争を促して自由な創意工夫の発現を促進して、経済社会の活力を増進させようとするのが狙いであるということです。であるとすると、開業規制のような事前規制は緩和・撤廃されなければなりません、すべての規制が緩和・撤廃されるわけではないわけです。事後チェック型の行為規制や司法的規制はむしろ強化されなければなりません。誤解を生じさせないためには、規制緩和ではなく、規制改革といった方が適切と思われるかもしれません。ちなみに、99年4月、政府の規制緩和委員会は、規制改革委員会に改称されております。

1980年代に規制緩和の流れのなかで進められた行政改革に触れますと、許認



可等の手段による事業者を直接規制する事前規制型行政から明確なルールを定めて、事業者がルールを守っている限り、自由に創造力を発揮して活動できるような事後チェック型行政への転換が図られました。つまり事前規制型行政から事後チェック型行政への重点移動です。事後チェックのためには、明確かつ具体的なルールが必要でありまして、これを定める法律は増やさなければならないこととなります。行為規制の増大です。実際にも、例えば消費者法分野をみると、訪問販売法（現、特定商取引法）・割賦販売法の相次ぐ改正で、規制対象は広げられ、行為規制は強化されます。

事業者・ビジネスパーソンは、行為規制を定める法律を遵守しながら、自由な活動を展開しなければならなくなります。

## 私人による法実現

落合教授は、第2の目的について、「消費者取引についても私人による法実現を容易にするための民事ルールの充実が不可欠である」と表現しています。私人による法実現とはどういうことでしょうか。

規制改革前の日本法の特質、その質的変化の兆しに関わります。立法作業に深く関わった東京大学の三ヶ月章教授と竹内昭夫教授の指摘を見ておきます。

三ヶ月章教授は、東京大学での講義を元にした『法学入門』を1983年3月に刊行いたします。この本では、西欧法継受後の日本法の特質について検討がなされていて、「行政権を通じての法の運用は、わが国ではむしろ、国民の法生活において大きな比重を占め、」このことが「わが国の法律生活の隠れた一つの特徴である。」と指摘されています。行政権を通じての法の運用が日本法の隠れた特徴だということでもあります。

1970年代の割賦販売法改正、訪問販売法（現在、特定商取引法）制定の際、主導的役割を果たされた竹内昭夫教授は、わが国の消費者関係法の特質について、インタビューに答えて、次のように述べています。

「日本では、ある業界の健全化が問題になった場合、第1次的に役所がその負担を追って役所の権限のなかでその問題を全部処理できるシステムを作ろうとするわけです。それが登録制または免許制に始まって、行為規制、立入り検査権、

罰則、業務停止、免許取消し、それから健全化のための団体を作って自主規制、そういう一つの型にはまった構想がさあつとできあがるわけです。被害を受けた消費者の損害賠償請求権なんてほとんど規定されやしない。クーリングオフのように被害を免れる、帳消しにする手段を与えるのが精一杯。」と指摘されています（インタビュー「消費者が活用する法律を」日弁連「法と正義」40巻4号）。

このようなシステムの枠組みを作るのが法律です。おのずと役所が活用する規定が中心となります。なお、「健全化のための団体」とは事業者団体のことです。

当時の、割賦販売法など、業法の全体を読みますと、指摘の通りになっています。竹内先生は、インタビューでは、「民」（私人）の力を活用すること、「民」が活用する法律を充実することを提唱しておりました。

インタビュー記事を引用いたしました。実は、この内容については、竹内先生から直接レクチャーを受けておりました。1980年代に、欧米の消費者関係法制について共同研究を行うからフランス法担当として参加してくれないかというお誘いを受け、竹内先生主宰の共同研究に加わったのです。竹内先生を含めて4名からなる研究会で、数年続きました。小人数の研究会ですので、日本の立法過程に精通されている竹内先生から日本の立法や行政の実態、特質などについて、レクチャーを受ける機会も多かったのです。そのエッセンスが、先のインタビューで示された表現になっているのです。

以上は消費者関係法についてですが、70年代初頭に、竹内先生は、英米法の田中英夫教授と共著で、「法の実現における私人の役割」という大論文を「法学協会雑誌」に発表しています。この論稿は、わが国でなぜ法が活用されていないのかという問題意識に基づいて、法の実現における私人のイニシアティブの重要性について人々の目をひらかせた画期的名論文と評することができます。のちに、本にまとめられています。田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』（東京大学出版会、1987年）です。

お気づきのように、落合教授が、「私人による法実現」と表現しているのは、このような意味です。

法の目的、内容を私人の力を活用して実現するという考え方に基づいて、実際に法律が制定されるのは、規制改革の進展を待たなければならなかったのです。

消費者問題についてみれば、1994年に制定された製造物責任法が嚆矢で、そ

れに続くのが消費者契約法であります。いずれの法律も行政官庁が活用する法律ではなく、私人が活用する民事ルールを定める法律です。消費者取引の適正化を目的として、消費者契約に関する具体的かつ包括的な民事ルールを定め、そのルールを消費者（私人）が活用することによって、目的を達成しようとする、これが消費者契約法です。民事ルールは、最終的には裁判で用いられるので、司法的規制とすることができます。ただ、目的を達成するためには、消費者が民事ルールを活用できる能力を身に付けなければならないのですから、法教育が重要となります。

また、訪問販売法（現、特定商取引法）・割賦販売法の改正が相次ぎます。これらの法律は業法であります。改正の度に民事ルールを定める規定が増えていきます。さらに少し補足いたしますと、現在では、事業者の違法・不当行為に対する監視を目的として、私人の力を活用する制度が整備されています。企業経営者の行動を従業員に監視させる公益通報者保護法、適格消費者団体に違法行為の差止請求を認める消費者団体訴訟制度がその例です。

## 消費者問題の普遍性

これまで、消費者問題を中心に話を進めてきましたが、消費者問題の普遍性について触れておきます。従来、消費者問題の検討は、消費者被害の救済・防止が中心でありまして、消費者政策も消費者は弱者であって、保護される存在であるという消費者像を前提とするものであったといえます。規制緩和時代においては、市場メカニズムを機能させるには消費者の適切な選択が不可欠であることとなります。消費者は、「市場参加者である消費者」であり、保護される受身の弱者ではなくて、自立した能動的な消費者像を前提として消費者政策が進められます。消費者は、わが国の経済社会の活性化の担い手として位置づけられることとなります。このような政策の前提となる消費者像の転換は、制度上は、2004年の消費者基本法で明らかになりますが、実際には、1990年代に消費者像の転換を前提とした立法が進められていたこととなります。また、現代社会に生きる人間は、事業者との取引を日常的に行う「消費者」として生きていかざるを得ませんので、消費者問題はわが国で暮らすすべての人が取り組まなければならない問題である

ということになります。

## おわりに

残された時間も少なくなってきましたので、そろそろ、まとめの話に移らなければなりません。

社会経済情勢が大きく変化し、規制改革が進むわが国における学部レベルでの法学教育はどうあるべきか。法曹養成は法科大学院が担うことを前提にしなければなりません。

### 第3の法制改革の進展

情報化、環境問題の深刻化など社会経済情勢の変化に伴って生じる問題は、わが国固有のものではなく、先進諸国共通の問題でもあります。消費生活の変化、消費者被害の多発もそうです。欧米先進諸国では、1970年代、80年代にこれらの問題の解決に向けて法制度の整備が進められます。わが国でも現代的課題に関する欧米外国法制の調査研究が進められ、立法化の提言も少なくなかったと言えます。しかしながら、実際にはなかなか具体的な立法化は実現しなかったのです。

わが国で、急激な社会の変化に対応するため法制度の整備が進むのは、規制改革が本格的に進む1990年代以降でありました。明治初期の法典編纂期、第2次大戦後の法制変革期につぐ第3の法制改革期を迎えたといえます。この改革に伴って、わが国はこれまで以上に法が重視される社会になりつつあって、将来この傾向が一層強まることを予測して、現代法学部を構想したのです。

予測通りというか、予測を越えてというべきか、実際に、司法制度改革が進み、民法改正も実現しています。現代的課題についても、1995年に高齢社会対策基本法が制定され、その下で介護保険法および成年後見関係法が整備され、「措置から契約へ」と表現される社会福祉基礎構造改革が進められます。2000年には、戦後50年余の長きにわたって社会福祉制度の基礎構造を定める法律としての役割を果たしてきた社会福祉事業法が新しい理念に基づく社会福祉法に改められま

した。環境問題については、1993年、公害対策基本法に代わって制定された環境基本法のもとで、関係法制の整備が進み、環境アセスメント法や循環型社会形成推進基本法など重要な法律が制定されました。2001年には1997年に設置された環境省が格上げされ、環境省が誕生しております。消費者問題については、1994年の製造物責任法を嚆矢として民事ルールが次々と制定され、消費者政策の転換が模索され、2004年には、消費者保護基本法が36年ぶりに改正され、消費者の権利尊重と消費者の自立支援を理念とする消費者基本法が誕生いたします。消費者基本法の下、消費者団体訴訟制度や公益通報者保護法など関係法制の整備も進められます。

### 現代社会に相応しい法学部の必要性

現代社会は、そこに生きるすべての人間にとって法と司法が重要になる社会、法化社会といつてよいかと思いますが、法化社会を生きるには、どのような知識、能力を身に付けなければならないか。なにを学習しなければならないか。繰り返しも含みますが、まとめとしてお話しておきます。

私人が活用する法律の増加を視野に入れますと、そのような法制度やルールを活用するためには、私人である一人ひとりが、法を学ぶことが必要となります。

身近な例でご説明いたしますと、「民事ルール」が拡充することによりまして、契約に関する民事紛争が生じた場合、当事者は民事ルールを知っていると、相手方にどのようなことを主張できるのかが分かり、事態に対処することが可能となります。そのためには、法知識とそれを活用する能力を身に付けることが求められます。私人である一人ひとりに対する法教育が不可欠となります。私人のためだけでなく、法の実現のためにも法教育が必要となるのです。

現代的課題に関する法律を正確に理解することも必要です。これらの現代的課題について取るべき対応策については、いろいろな考え方がありえます。立法府である国会の議員にもいろいろな立場の方がおります。その国会での審議を経て、多数決で制定されるのが法律です。出来上がった法律はいわば妥協の産物であるのが実情といえましょう。目的の実現には、法律の内容が十全でない場合が少なくありません。このようにして制定される法律を正確に理解するには、政策や立

法過程を学ぶことが重要となります。

法化社会で活躍するには、現代的な課題に関する法律を理解するだけでなく、当然、基本的な実定法についての知識も必要ですし、知識だけではなく、法的思考法を身に付ける必要があります。少なくとも憲法、民事法、刑事法、行政法の学習を通じて、法的思考法を身につけることが求められます。

また、前に触れましたように、規制改革の進展に伴いまして事後的チェックは強化されます。そこでは、事業者・ビジネスパーソンは、行為規制を定める法律を遵守しながら、自由な事業活動を展開しなければならなくなります。また、契約に関する民事ルールを守らないと、相手方から訴訟を起こされるかもしれません。国や自治体で働く公務員はこれまでも法に精通することが求められてきましたが、これからは、ビジネスパーソンも法を知らなければならなくなります。

さらに、変化の激しい社会においては、現代的な問題に直面した場合、現代的課題を総合的に分析し、問題点を発見し、解決策を考え出し提示できる能力、それも法知識、法的思考法を活用して解決策を考え出すことができる能力を身に付けた人材が必要となります。このような能力を身に付けるためには、社会学、統計学、政治学、経済学等の隣接諸科学の基礎的な理解も必要です。

以上のような知識、能力をもった人材を養成する法学部を作ろうとしたわけです。第3代の学部長を務められた宮岡良夫教授の簡潔・明瞭な表現をお借りしますと、「現代に即してその法学的課題を見極め、法学の知識と論理的思考力を駆使してその解決策を探る力量を備えた社会人を養成すること」を目的とする法学部を開設することは、現代社会の要請に応えることになると考えたのです。

このような目的を実現するためには、アイデアを出し、知恵を働かせ、かなり工夫を凝らしたカリキュラム、教育方法が必要です。少しお話ししようと思っていたのですが、時間もございませんし、2015年に大きなカリキュラム改正がなされていますので、開設時のカリキュラムや教育方法を具体的にお話するとかえって紛らわしくなるかとも思いまして今日はお話するのを差し控えさせていただきます。少しだけ触れておきますと、わが国では高校まで法学教育がほとんど行われておりませんので、導入教育・動機づけ教育に力点を置いたこと、学生が身近に感じられる現代的課題に関する教育をコアに据えたこと、基本的な実定法については段階的反復学習を重視してカリキュラムを編成したことなどです。

まだお話ししたいことはありますが、時間ですので、そろそろ本日の私の話を終えることにいたします。

最後に悲しい報告をしなければなりません。これまでの話に何度もお名前がでてまいりました初代学部長の利谷信義先生が今年の8月にお亡くなりになりました。本日の記念式典に是非出席していただきたいと思っていたのですが、望みはかないませんでした。先生のご冥福をお祈りしたいと思います。

最後の最後になりますが、開設30周年に向けて、現代法学部のますますの発展を祈念して私の話を終えることにいたします。大幅に時間を超過してしまいましたが、ご静聴ありがとうございます。

[追記] 2019年11月15日に行われた「現代法学部開設20周年記念講演会」の講演記録を元に、若干の加筆修正を施していることをお断わりしておきます。当日使用した資料の組み入れも行っています。小見出しもつけました。

当日、現代法学部開設時に、どのようなカリキュラム、どのような教育方法を考えていたかについては、触れませんでした。やはり述べておいた方が、なにかの参考になるかと思ひまして、以下に記しておきます。

島田記

### 現代社会に相応しいに法学部教育を求めて

法化社会に相応しい人材を養成することの必要性は明らかです。問題は、法学部において、どのような教育目標を設定し、どのようなカリキュラム、どのような教育方法を採用したらよいかです。この問題についても確たる答えは用意されていません。アイデアを出し、知恵を働かせることが必要です。開設時にどのような配慮や工夫をしたのか。

私は本学では、1980年に着任以来、商法・手形法の講義を担当してきましたが、さらに、他大学の法学部で、消費者法の講義・演習を10年以上担当してきました。このような長きに渡る教育実践を参考にして、構想を練りました。

理念として学部教育の目的を掲げることは重要です。しかしながら、現実問題としては、学生の勉学意欲や学力に開きがあることが悩みの種です。そこで、カリキ

ュラムを編成する際には、意欲があり能力の高い学生に対する教育目標と学部生全員に対する教育目標をいわば二段構えにすることを考えました。

どのような工夫を凝らしたかについて、少し述べておくことにします。

まず、導入教育あるいは動機づけ教育に力点をおくことを考えました。わが国では高校までほとんど法学の教育を行っていません。法学部進学志望者は、法学の内容に興味をもったから法学部を選ぶのではなく、卒業後、法曹や公務員になりたいから法学部を選ぶというのが一般的ではないか。志望動機があいまいな学生もおりましょう。そこで、多くの現代的な問題のなかから、学生が身近に感じられる消費者問題、環境問題、福祉問題を選び、教育のコアに位置づけました。導入科目として2コマ連続開講の「〇〇問題と政策」という科目を設け、現代社会において、法制度・ルールが具体的にどのような役割を果たしているかを理解させようとしたのです。また、身近な問題の学習を通じて、現代的課題について問題状況を把握させ、その対応策として、どのような政策が策定され、それに基づいてどのような法律が制定され、それによってどのような問題点が解決され、残された課題はなにかを考えさせることをも目的としました。さらに、それぞれの問題について主要な関係法の授業科目を開設することも必要と考えました。現代的な課題は少なくありませんが、学生が身近に感じられる問題の学習を通じて得られたアプローチの仕方を、他の課題についても応用できるのではないかと考えたのです。

導入教育科目の中に、2コマ連続の180分授業を設けることを考えました。担当教員の講義だけでなく、ゲスト講師や裁判・法律家に関する映画の活用、授業中のレポート作成や理解度確認の小テストを行えるようにしたのです。開設時には、さきの「〇〇問題と政策」と法学入門科目である「リーガルリテラシー入門」がそうです。ちなみに申し上げますと、私は、「消費者問題と政策」という科目を15年間担当しましたが、毎週、その日の講義に関して、授業の最後に、40分で800字以上のレポートを作成することを義務づけました。これによって、まず、学生の理解度を把握できます。講義を聴いたあとで、レポートを作成しなければなりませんので、受講生は、全員とはいいいませんが、熱心に講義を聴くようになります。毎週レポートを作成すれば、文章作成能力も向上します。それなりの教育効果はあったのではないかと考えております。実際、何人かの卒業生から、あの授業中レポート作成は、仕事をするうえで大変役に立った、文章を書くのが苦になりません、という報告を受けとっています。



また、現場教育も重視することにしました。「裁判傍聴演習」と「オフキャンパス・ワークショップ」という科目です。前者は、裁判についての説明を聞いたあとで学生それぞれが、裁判所へ行って傍聴し、レポートを作成するという科目です。後者は、学生が、法律事務所、司法書士事務所、消費生活センターなどで仕事の手伝いを通じて法律に関わる仕事とはどういうものかを観察し、体験によって得られたことをレポートするという科目です。

つぎは、基本的な実定法に関する教育に工夫を凝らしました。段階的な反復学習の重視です。1年生向けに、憲法基礎、民法基礎、刑事法基礎という科目を置き、つぎの段階で、既存の法学部並みに、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の講義を聴き、ゼミを履修できるようにしました。行政法の教育にも力点を置くことにしました。

一番苦労したのは、現代的課題に対する総合分析・問題発見・解決・提案をする能力をどう身に付けさせるかについての教育方法です。さきほどの「〇〇問題と政策」で、問題点の発見、その解決策を探ることの重要性を気づかせ、問題発見・解決能力を養うことを目的としたゼミ形式の「プロブレム・スタディ」（2年連続）という科目を置き、現代的な課題の総合的分析には隣接諸科学の基礎的理解が重要と考え、法社会学、日本近代法史学に加えて、社会学、統計学、政治学、経済学等を学部常設科目とすることにしました。

以上のようなカリキュラム・教育方法の試みは、学部開設後、効果を検証しつつ、不断のカリキュラム改革を必要とします。実際、私は、教務主任2年間、学部長4年間、特徴ある授業科目を担当しつつ、カリキュラム改革に取り組みましたことを申し添えておきます。